

成年後見登記に関する証明書の請求について

成年後見登記に係る「登記事項証明書」、「登記されていないことの証明書」は、全国の法務局・地方法務局の戸籍課（東京法務局は、後見登録課）において発行しています。

請求の方法としては、窓口による請求、郵送による請求、オンラインによる請求がありますが、**栃木県内においては、窓口による請求のみ、宇都宮地方法務局本局の戸籍課で取り扱っています。**

申請書類は、県内の法務局（戸籍課、各支局、出張所）にて配布しておりますが、**支局、出張所では、証明書の交付事務は取り扱っておりません。**お手数ですが、戸籍課窓口（3階）に直接お越しくください。

なお、**郵送による請求、オンラインによる請求については、東京法務局の後見登録課のみ**での取り扱いとなることから、詳細については、同課にお尋ねください。

その他、成年後見登記に関する内容については、以下のお問い合わせ先にご連絡いただくか、次のホームページをご覧ください。

○法務省民事局（登記 -成年後見登記-）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/seinenkoukentouki.html>



○東京法務局（成年後見登記）

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html



【お問い合わせ先】

住所 〒320-8515
栃木県宇都宮市小幡二丁目1番11号
宇都宮地方法務局戸籍課
電話 028-623-0921

【郵送請求先】

住所 〒102-8226
東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
電話 03-5213-1360

◎証明書を請求できる方

原則、本人、成年後見人、保佐人などに限られますが、戸籍又は住民票を提出すれば、本人の配偶者、四親等内の親族も請求することができます。

また、上記の方から委任を受けた代理人も請求することができます。

【例】

- ・ 本人の配偶者が直接請求する場合は、戸籍等の提出が必要です。
- ・ 本人の配偶者が、本人からの委任状を添付して請求する場合は、戸籍等の提出は不要です。
- ・ 四親等内の親族からの委任を受けた代理人が請求する場合は、戸籍等の提出及び委任状の添付が必要です。

◎証明書の請求に必要なもの

①申請書

申請書用紙は、宇都宮地方法務局の戸籍課、支局、出張所で配布しています。このページの様式を印刷してご利用いただけます。

②証明手数料（収入印紙）

登記事項証明書 1通 550円

登記されていないことの証明書 1通 300円

※ 印紙は、郵便局か印紙売捌所でお買い求めください（法務局にも印紙売捌所（2階）があります。）。

③配偶者、四親等内の親族が請求する場合は、親族関係の分かる証明書類

戸籍事項証明書、続柄の記載のある住民票など（作成後3か月以内のもの）を提出していただきます。

なお、本人から委任を受けて代理人として請求する場合は、戸籍等の提出は不要です。

※ 戸籍の証明書は、委任者と本人との関係が確認できるものが必要になるため、複数の戸籍が必要となる場合があります。

※ 除籍謄本、改製原戸籍等は、発行後3か月以内のものに限りません。

④委任状（代理人による請求の場合）

本人等から委任を受けて請求する場合は、委任状の添付が必要です。

このページの様式を印刷してご利用いただけます。

※ 委任者の押印は任意です。

※ 会社・法人が代理人となる場合は、代表者の資格証明書（作成後3か月以内の登記事項証明書）が必要となりますが、会社法人等番号を提供した場合は、証明書の添付を省略することができます。

※ 委任を受けた会社・法人の社員が窓口で請求手続をする場合は、会社宛ての委任状のほか、別途、会社から社員宛ての委任状が必要です（免許証等で受任者の本人確認をするため、社員の住所は個人の住所としてください。）。

この場合、会社宛ての委任状に「復代理人を選任する件」の委任事項がない場合は、社員に委任することはできません。

⑤本人確認できる書類

窓口で本人（代理人）の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を提示していただきます。

なお、東京法務局の後見登録課に郵送請求する場合は、その写しの送付が必要です。